

月刊

日本行政

no.632
2025
july

7



四万十川 佐田沈下橋（高知県）

◆ Special Report

- ・「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年6月13日法律第65号）の成立について

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。

◆ Topics

- ・令和7年春の叙勲
- ・令和7年春の褒章
- ・自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加
- ・国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加
- ・日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加



日本行政書士会連合会

7

日本行政

MONTHLY No.632 JULY. 2025

C o n t e n t s

Special Report

「行政書士法の一部を改正する法律」 (令和7年6月13日法律第65号)の成立について	1
-----------------------------------------------	---

Topics

令和7年春の叙勲	7
令和7年春の褒章	8
自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加	10
国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟総会に参加	10
立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加	11
日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加	11

Information

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内	12
一般倫理研修受講について	13
「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ	14
■ Pick UP!単位会	15
■ 中央研修所通信7月号	16
■ 日行連の主な動き(5月)	17
■ コスモスInformation	18
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／	28

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



「行政書士法の一部を改正する法律」 (令和7年6月13日法律第65号)の成立について

かねてより各党の行政書士制度推進議員連盟並びに懇話会の先生方を始め、多くの国会議員の先生方や総務省に要望を続けてまいりました「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第217回国会(常会)に提出され、衆議院本会議(令和7年5月30日開催)及び参議院本会議(同年6月6日開催)の両院ともに可決・成立し、同月13日法律第65号として公布されました。なお、改正法の施行は、令和8年1月1日とされています。

改正の概要や国会での成立過程、各項目の内容等につきましては、次のとおりです。

1 改正の概要(法律案要綱)

(1) 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。 (第1条関係)

(2) 職責

①行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。

②行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。 (新第1条の2関係)

(3) 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する行政不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること。 (新第1条の4第1項第2号関係)

(4) 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。 (第19条第1項関係)

(5) 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。 (第23条の3関係)

(6) 施行期日等

①この法律は、令和8年1月1日から施行すること。 (改正法附則第1条関係)

②その他所要の規定を整備すること。

2 改正の理由(法律案提出理由)

近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 国会での審議・成立過程

- ・令和7年5月29日 第217回国会（常会）に提出
- ・令和7年5月29日 衆議院総務委員会 可決
- ・令和7年5月30日 衆議院本会議 可決
- ・令和7年6月5日 参議院総務委員会 可決
- ・令和7年6月6日 参議院本会議 可決・成立
- ・令和7年6月13日 法律第65号として公布

4 本会の改正要望

我が国は、少子高齢化や地域の人口減少が進行し、さらには、大規模災害発生時の対応等の備えも課題となっており、デジタルを最大限活用して課題の解決を図っていかねばなりません。

一方、デジタル社会の形成が進展する中で、全国各地でも、高齢者や障害者などを含むデジタル機器やデジタルサービスに不慣れな方、また、大規模地震災害を始めとする自然災害によりデジタルサービスを受けられない方たちの不安を解消し、誰一人取り残されないための取組を推進していくためには、行政書士を始めとする専門的な知識経験を有する者を活用していただくことが、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するものと考え、次の点について、要望しました。

○デジタル社会において、国民の期待に応じていくため、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の第4章及び第6章に、**行政書士を始めとする土業の活用**について、規定していただきたい。加えて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）にも土業の活用を盛り込み、これらの趣旨を地方公共団体に対して要請していただきたい。

○デジタル社会において、行政書士が国民の期待に応え、その使命を十分果たすことができるよう、**行政書士法（昭和26年法律第4号）に行政書士の使命及び職責を規定**していただきたい。

〈1の（1）行政書士の使命及び（2）職責〉

○デジタル社会において危惧される補助金や給付金等のなりすまし請求等による行政の混乱や国民の権利利益の侵害などの懸念を払しょくできるよう、**行政書士法の行政書士の報酬と業務の関係に関する規定を改正**するとともに、**両罰規定を設けて**いただきたい。

〈1の（4）業務の制限規定の趣旨の明確化及び（5）両罰規定の整備〉

○デジタル社会において、国民の利便に資し、迅速な権利利益の実現に資することができるよう、**行政書士法の行政不服申立に関する規定及び特定行政書士の業務に関する規定を改正**していただきたい。

〈1の（3）特定行政書士の業務範囲の拡大〉

5 結びに

今回の行政書士法の改正は、各党の行政書士制度推進議員連盟並びに懇話会の先生方を始め、多くの国会議員の先生方の絶大なる御尽力により、各党、各会派の御支援を賜ることができました。また、各単位会、日政連及び日政連支部、総務省を始めとした関係団体の皆様の御協力により、この法改正につながりました。

改めて深謝申し上げますとともに、これからも国民の皆様からの信頼に応えられるよう、行政書士制度の更なる発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き、御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士法の一部を改正する法律(令和七年六月十三日法律第六十五号)新旧対照表

○行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(行政書士の使命)</p> <p>第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。</p> <p>(職責)</p> <p>第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善を進歩を図るよう努めなければならない。</p> <p>(業務)</p> <p>第一条の三 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>三・四 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第一条の五 〔略〕</p> <p>(特定行政書士の付記)</p> <p>第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の四第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第十条 行政書士は、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>(設立)</p> <p>第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の三及び第一条の四第一項(第二号を除く。))に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(業務)</p> <p>第一条の二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>三・四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>第一条の四 〔同上〕</p> <p>(特定行政書士の付記)</p> <p>第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(行政書士の責務)</p> <p>第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>(設立)</p> <p>第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。))に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。</p>

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の三及び第一条の四第一項(第二号を除く。)に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務(以下「特定業務」という。)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

- 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の三及び第一条の四第一項(第二号を除く。)に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
- 二 第一条の四第一項第二号に掲げる業務

(行政書士に関する規定の準用)

第十三条の十七 第一条、第一条の二、第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条第一項ただし書を除く)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第二項」と読み替えるものとする。

2 / 7 [略]

(日本行政書士会連合会の会則)

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 [略]
- 二 第一条の四第二項に規定する研修その他の行政書

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。)に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務(以下「特定業務」という。)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

- 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。)に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
- 二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務

(行政書士の義務に関する規定の準用)

第十三条の十七 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第二項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第二項ただし書を除く)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第二項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第二項」と読み替えるものとする。

2 / 7 [同上]

(日本行政書士会連合会の会則)

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 [同上]
- 二 第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書

<p>士の研修に関する規定 三〇五〔略〕</p>	<p>士の研修に関する規定 三〇五〔同上〕</p>
<p>〔業務の制限〕</p>	<p>〔業務の制限〕</p>
<p>第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p>	<p>第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>第二十一条 行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>〔罰る〕</p>	<p>一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの</p>
<p>〔罰る〕</p>	<p>二 第十九条第一項の規定に違反した者</p>
<p>第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第十二条の四 第十九条の二の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十二条の四 第十九条の二の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。</p>	<p>一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者</p>
<p>二 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>二 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
<p>第二十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第二十三条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>10 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の三第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。</p>	<p>10 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の二第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。</p>

○行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十九号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
附 則	附 則
（経過措置）	（経過措置）
<p>2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、<u>当分の間、行政書士法第一条の三第二項の規定にかかわらず、</u>他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。</p>	<p>2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、<u>当分の間、この法律による改正後の行政書士法第一条の三第二項の規定にかかわらず、</u>他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。</p>

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後			現 行		
別表（第四条関係）			別表（第四条関係）		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>第二条第二項第四十七号に掲げる者</p>	<p>行政書士法第一条の三、<u>第一条の四若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、</u>特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うこととを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>	<p>第二条第二項第四十七号に掲げる者</p>	<p>行政書士法第一条の二、<u>第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、</u>特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うこととを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

令和7年春の叙勲 尾崎達哉会員が旭日双光章を受章

令和7年4月29日(火)、春の叙勲が発令され、「行政書士功労」として尾崎達哉会員(和歌山会)に対し、旭日双光章が授与されました。

令和7年5月12日(月)、東京プリンスホテル(東京都港区)において、総務省主催による「令和7年春の叙勲伝達式」が行われ、尾崎会員に叙勲が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、同ホテルにおいて日行連主催の記念品贈呈式を行いました。常住日行連会長から祝辞が述べられた後に記念品が贈呈され、尾崎会員から謝辞が述べられました。

叙勲は、永年にわたり業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士としての叙勲受章者は、昭和46年春に始まり、今回の尾崎会員の受章によって、116名となりました(旭日中綬章4名、旭日小綬章6名、旭日双光章20名、勲四等瑞宝章1名、勲五等双光旭日章37名、勲五等瑞宝章48名)。

受章者プロフィール

(敬称略・令和7年4月29日現在)



お ぎ き た つ や
尾崎 達哉

(72歳) [和歌山会]

開 業 昭和55年8月23日

業務歴 44年8か月

【役員歴】

和歌山会 理 事 昭和58年5月～昭和62年5月…4年
理 事 平成元年5月～平成4年5月…3年
副会長 平成4年5月～平成5年5月…1年
理 事 平成17年5月～平成27年5月…10年
副会長 平成27年5月～現 在…9年11か月
計 27年11か月

通算役員歴(重複を除く) 計 27年11か月

令和7年春の褒章

相場 忠義・柴野 和夫・木田 満・倉田 七郎・横井 豊・
坪川 貞子・星野 克己・北口 義明・吉永 利行・荻原 晴巳
各会員が黄綬褒章を受章

令和7年4月29日(火)、春の褒章が発令され、「行政書士業務精励功績」として相場忠義(秋田会)・柴野和夫(東京会)・木田満(埼玉会)・倉田七郎(静岡会)・横井豊(愛知会)・坪川貞子(福井会)・星野克己(富山会)・北口義明(大阪会)・吉永利行(広島会)・荻原晴巳(宮崎会)・各会員に対し、黄綬褒章が授与されました。

令和7年5月21日(水)、ザ・プリンスパークタワー東京(東京都港区)において、総務省主催による「令和7年春の褒章伝達式」が行われ、各会員に黄綬褒章が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、東京プリンスホテル(東京都港区)において日行連主催による記念品贈呈式が行われました。常任会長から祝辞が述べられた後に各受章者に対し記念品が贈呈され、各受章者から謝辞が述べられました。

黄綬褒章は、業務に精励し衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士の受章者は、昭和55年秋以降260名となりました。

受章者プロフィール

(敬称略・令和7年4月29日現在)



あいば ただよし
相場 忠義
(65歳) [秋田会]

開業 昭和58年5月27日
業務歴 41年11か月

【役員歴】
秋田会 理事(平成11年5月~平成15年5月)…4年
副会長(平成27年5月~平成29年5月)…2年
会長(平成29年5月~現在)…7年11か月
計 13年11か月
日行連 理事(平成29年6月~現在)…7年10か月
計 7年10か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 13年11か月



しばの かずお
柴野 和夫
(81歳) [東京会]

開業 昭和60年2月9日
業務歴 40年3か月

【役員歴】
東京会 理事(平成21年5月~平成27年5月)…6年
副会長(平成27年5月~令和元年5月)…4年
計 10年

【通算役員歴】(重複を除く)計 10年



きだ みつる
木田 満
(88歳) [埼玉会]

開業 昭和55年7月25日
業務歴 44年3か月

【役員歴】
埼玉会 理事(昭和58年5月~平成7年5月)…12年
副会長(平成7年5月~平成9年5月)…2年
理事(平成17年5月~平成19年5月)…2年
計 16年

【通算役員歴】(重複を除く)計 16年



くらた しろう
倉田 七郎
(76歳) [静岡会]

開業 昭和52年8月20日
業務歴 47年8か月

【役員歴】
静岡会 理事(平成7年5月~平成11年5月)…4年
理事(平成13年5月~平成15年5月)…2年
副会長(平成15年5月~平成19年5月)…4年
計 10年

【通算役員歴】(重複を除く)計 10年



よこい ゆたか
横井 豊
(77歳) [愛知会]

開業 昭和49年1月23日
業務歴 51年3か月

【役員歴】
愛知会 理事(平成13年7月~平成19年5月)…5年10か月
副会長(平成19年5月~平成21年5月)…2年
理事(平成21年5月~平成29年5月)…8年
計 15年10か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 15年10か月



つぼかわ さだこ
坪川 貞子
(62歳) [福井会]

開業 平成2年2月9日
業務歴 35年3か月

【役員歴】
福井会 理事(平成9年6月~平成11年5月)…2年
理事(平成17年5月~平成19年5月)…2年
副会長(平成19年5月~平成29年5月)…10年
会長(平成29年5月~令和5年5月)…6年
計 20年
日行連 理事(平成29年6月~令和3年6月)…4年
副会長(令和3年6月~令和5年6月)…2年
理事(令和5年6月~現在)…1年10か月
計 7年10か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 21年11か月



ほしの かつみ
星野 克己
(71歳) [富山会]

開業 昭和60年9月25日
業務歴 39年7か月

【役員歴】
富山会 理事(平成10年5月~平成13年5月)…3年
理事(平成15年5月~平成25年5月)…10年
副会長(平成25年5月~令和元年5月)…6年
理事(令和元年5月~令和3年5月)…2年
計 21年

【通算役員歴】(重複を除く)計 21年



きたぐち よしあき
北口 義明
(74歳) [大阪会]

開業 昭和57年3月4日
業務歴 43年2か月

【役員歴】
大阪会 理事(平成7年5月~平成13年5月)…6年
副会長(平成17年5月~平成19年5月)…2年
副会長(平成19年5月~平成21年5月)…2年
計 10年
日行連 理事(平成17年6月~平成21年6月)…4年
計 4年

【通算役員歴】(重複を除く)計 10年1か月



よしなが としゆき
吉永 利行
(73歳) [広島会]

開業 昭和53年9月12日
業務歴 46年8か月

【役員歴】
広島会 理事(平成9年5月~平成13年5月)…4年
理事(平成15年5月~平成17年5月)…2年
副会長(平成17年5月~平成19年5月)…2年
理事(平成27年6月~令和元年6月)…4年
計 12年

【通算役員歴】(重複を除く)計 12年

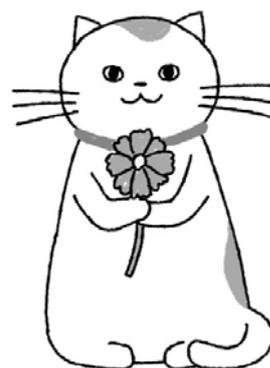


おぎはら はるみ
荻原 晴巳
(69歳) [宮崎会]

開業 昭和55年2月13日
業務歴 45年3か月

【役員歴】
宮崎会 理事(昭和60年5月~平成元年5月)…4年
理事(平成23年5月~平成29年5月)…6年
副会長(平成29年5月~現在)…7年11か月
計 17年11か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 17年11か月



自由民主党行政書士国会議員懇話会に参加

日時：令和7年4月14日（月）16時30分～17時20分

出席者：〈日行連〉常任会長、竹田副会長、関口専務理事、宮本・関谷両常任理事、徳永・古川両理事
 〈日政連〉宮元・杉山・黒田各副会長、菅幹事長、有賀・徳山両常任理事

先般、自由民主党行政書士国会議員懇話会が衆議院第一議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、棚橋泰文懇話会会長から御挨拶をいただいた後、常任会長、宮元日政連副会長からそれぞれ御挨拶を申し上げました。

続いて、出席者の自己紹介を行った後、本会から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて条文案の内容を説明するとともに、法改正の必要性について事例を交えて補足しました。

その後の意見交換では、特に特定行政書士の業務範囲の拡大に関し、改めて特定行政書士制度の成立の経緯を共有し、今般の法改正は、国民の権利利益の実現の観点から合理的であり、今国会での成立を目指すとの認識で一致しました。

限られた時間ではありましたが、行政書士制度への理解を深めていただく機会となり、法改正の実現に向けて大変有意義な会合となりました。



国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日時：令和7年4月22日（火）10時30分～11時30分

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾・平岡・竹田・原田・田村各副会長、田後・関口両専務理事、宮本・関谷両常任理事、徳永理事
 〈日政連〉井口会長、宮元・杉山・黒田各副会長、菅幹事長

先般、国民民主党と無所属議員による行政書士制度推進議員連盟総会が衆議院第一議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、古川元久議連会長から御挨拶があり、行政書士法の改正について、今国会での成立を目指して進めていきたい旨の御言葉をいただきました。

続いて、常任会長、井口日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げた後、出席者の自己紹介が行われました。

次に、行政書士法の改正案について、衆議院法制局から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて説明があった後、本会から特定行政書士制度に関する現状と法改正の必要性について事例を交えて補足説明を行いました。

その後の意見交換では、特定行政書士が取り扱うことのできる業務範囲、使命規定及び職責規定を創設することとなった経緯に関する質疑のほか、AIと行政書士業務の関係について意見交換が行われました。

最後に、古川議連会長からデジタル社会においても行政書士が行政と国民の懸け橋となることを期待する旨の御言葉をいただき、今般の法改正を推進することが了承されました。

限られた時間ではありましたが、多数の国会議員、秘書の皆様にご出席いただき、大変有意義な会合となりました。



立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日時：令和7年4月25日（金）11時30分～12時30分

出席者：〈日行連〉常任会長、平岡副会長、田後・関口両専務理事、宮本常任理事、徳永理事
 〈日政連〉井口会長、杉山・水野・黒田各副会長、菅幹事長、有賀・土井・藏内・徳山・飯田・千葉各常任幹事

先般、立憲民主党行政書士制度推進議員連盟総会が衆議院第一議員会館で開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、逢坂誠二議連会長から御挨拶をいただき、続いて、常任会長、井口日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げた後、出席者の自己紹介を行いました。

次に、行政書士法の改正案について、衆議院法制局から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて説明があった後、本会から特定行政書士制度に関する法改正の必要性について事例を交えながら補足説明を行いました。

その後の意見交換では、今般の法改正により、特定行政書士数や非行政書士の取締りに及ぼす影響の度合い等について質疑応答が行われました。

最後に、逢坂議連会長から議連として行政書士法の改正に向けた調整を進めていく旨の御言葉をいただきました。

限られた時間ではありましたが、多数の国会議員、秘書の皆様にご出席いただき、大変有意義な会合となりました。



日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会に参加

日時：令和7年5月12日（月）14時～15時

出席者：〈日行連〉常任会長、高尾副会長、関口専務理事、関谷常任理事、徳永理事
 〈日政連〉杉山・水野両副会長、菅幹事長、徳山常任幹事

先般、日本維新の会行政書士制度推進議員連盟総会が衆議院第一議員会館及びオンラインにて開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、井上英孝議連会長から御挨拶をいただき、続いて、常任会長から御挨拶を申し上げた後、出席者の自己紹介を行いました。

次に、行政書士法の改正案について、衆議院法制局から「行政書士法の一部を改正する法律案 骨子（案）」に基づいて説明があった後、本会から改正の経緯に加えて、特に特定行政書士制度に関する法改正の必要性について事例を交えながら補足説明を行いました。

その後の意見交換では、特定行政書士制度の創設の経緯に関する質疑があり、今後、更なる特定行政書士の活躍を期待するとの御言葉をいただきました。

最後に、今般の法改正の推進について井上議連会長一任として承認され、井上議連会長から国民利便に資する法改正であるとの認識の下、今国会での成立に向けて党内手続を進めていく旨の御言葉をいただきました。

限られた時間ではありましたが、多数の国会議員、秘書の皆様にご出席いただき、大変有意義な会合となりました。



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和7年度(令和7年9月～令和8年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】 既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会: 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会: 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください (例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで)。

【参考】次回期限 (2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。
(例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日)

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用の ID、パスワード (初回ログイン時には申込みが必要。) を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講 (3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける (詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 >>>>>>
 <<< 一般倫理研修マニュアル >>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。
 ※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレス が必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ユーザーID:
 パスワード:
 ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ (お知らせ)
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

利用登録なし

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



「月刊日本行政」発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合は、チェックを外してください。

受け取る

ログインページ

連con

※連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン出来ない方

① ID・パスワードを入力後にログイン

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

② マイページ

行政 太郎のプロフィール

ホーム / マイページ

※ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに戻ります。

③ 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 正史

登録番号 00001234

所属単位数 埼玉県

メール通知

新着月刊日本行政 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

掲載記事カテゴリ

- 一般情報
- 行政機関関係
- 自治体関係
- 特定行政士試験関係
- 業務関係
- 建設・建築部門
- 農林・水産関係
- 社会福祉・生活衛生部門
- 労働関係・労働法関係
- 社会保障・年金関係
- 国際関係
- 企業関係
- 委員会等

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

青森県

行政書士会

国立大学法人弘前大学で青森会による講義がスタート



青森会による国立大学法人弘前大学での講義が令和7年4月からスタートしました。

講座名を「行政書士制度の概要及び行政書士実務の解説講義」として、前期全15回にわたり展開し、行政書士の業務について講義しています。

担当講師は当会所属の城戸隆秀会員（行政書士法人青森総合法務事務所）並びに川村陽彦会員（行政書士川村法務事務所）の2名体制で、人文社会学部で毎週金曜日の16時から17時半までの1時間半の講義です。

講義内容は、行政書士の成り立ちや法制度に始まり、建設業や飲食業、運送業や自動車販売業など様々な業種と行政書士の関わり合いや、法人設立や企業支援、農地や外国人に関する業務、相続や成年後見など、幅広い分野にわたる行政書士の業務の魅力を講義しています。学生の皆様が社会に出た際の様々なお仕事や日常生活での困りごとについて、行政手続の側面から捉えた考え方をお伝えしています。

行政書士として講義をする中で、改めて行政書士の職責を感じるとともに、テクノロジーの進化や人口減少など、今後の社会の変化の中で行政書士が果たすべき役割や未来像についても触れ、若い学生の皆様が進む社会が少しでも明るい未来になればと願っています。

今後も同大学との連携協定に基づき、様々な共同事業がスタートできるよう切磋琢磨してまいりたいと思います。あわせて、当会として地域の団体との連携を更に強化し、行政書士の地位向上発展につなげていきたいと考えていますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。



「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



VOD紹介「一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新制度について」 ～ 今こそ見直そう中央研修所の研修コンテンツ! ～

<中央研修所>

今月は、業務研修〈運送・自動車〉「一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新制度について」を紹介します。

一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）においては、乗客の生命を預かるという事業の特性上、運行には高い安全性が求められ、平成29年に更新制が導入されました。同年4月以降、各事業者の事業許可を受けた年を基準に順次、更新が行われ、令和3年には全ての既存事業者が初回の更新許可申請を終えました。令和4年からは2回目の更新許可申請が行われています。

本研修は、令和2年に収録されたものですが、改めて制度開始当初の社会的背景等を振り返ることにより、新たに業務として取り組もうとお考えの方だけでなく、既に業務として取り組んでいる方にとっても、新たな気付きや参考となる点が見つかる研修となっていますので、この機会に是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

✍ 講師プロフィール（役職は収録当時のものです）
東京都行政書士会 会員
進藤 馨（しんどう かおる）様

✍ 講義時間
約1時間30分

✍ 受講料
無料

● 研修のポイント

●更新制度の導入について

更新制度導入の社会的背景から書類作成時や申請時の注意点まで網羅的に解説されており、これから新しく運送事業許可を取り扱おうとする方にとって、分かりやすくまとめられた内容です。

●許可の審査基準について

公示に基づき、講師自身の経験等を交えながら、まだ業務を扱ったことのない方にも分かりやすく、更新許可申請を行う上で特に理解が必要な部分に焦点が当てられた内容となっています。

●行政手続の一步先へ

単なる書類の作成方法だけにとどまらず、私たち行政書士がどのように運送事業者に寄り添い、税理士や社会保険労務士といった隣接法律専門職者のみならず、自動車整備事業者など様々な関係者と協力して、事業の要である「許認可」を維持し発展させていくのかという視点で講義が進められています。

※講義中の一部公示や様式については、国土交通省及び各運輸支局で最新のものが公開されていますので、必ず最新の情報を御確認ください。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記QRコードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧 > 業務研修 > 運送・自動車 > 〈運送・自動車〉一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新制度について」を選択し、該当講座を受講。



↑研修サイトQRコード

13日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(244件)
- (2) その他

15日

木

法改正推進本部会議

【協議事項】

- (1) 行政書士法改正推進について
- (2) その他

14日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～15日)

【合議事項】

- (1) ホームページの改修について①
- (2) ホームページの改修について②
- (3) 小規模事業者持続化補助金に係る商工会との事業連携の推進について

27日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(231件)
- (2) その他

法務省からのお知らせ

「変わっていく時間」に希望を持って ～第75回“社会を明るくする運動”に寄せて～

〈法務省保護局更生保護振興課〉

皆様方におかれましては、“社会を明るくする運動”に対し、日頃から多大な御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本運動は、国民の皆様が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動として、本年度で75回を数えます。

第75回のメインコピーは、「Time with Hope—進む、希望とともに。」です。立ち直ろうと努力する人たちと、そんな彼らが変わっていくことを願って、寄り添い、ともに歩み続ける更生保護ボランティアの姿・時間に焦点を当てました。立ち直りを支える方々の想いを広く知っていただくことにより、もっともっと更生保護の魅力を感じてもらいたいと思っています。

これからも、人と人との温かな関係性の中でこそ人は変わっていきけるという更生保護の理念を大切に、本運動の更なる発展に希望を抱きながら広報活動を進めてまいります。

本運動は各都道府県、市区町村において、地方公共団体、保護観察所、民間団体等が協力して、毎年、各地域に根差した特色ある活動を展開しています。本運動が目指す立ち直り支援の輪に、是非御参加ください。

本年も、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



第75回
“社会を明るくする運動”
ポスター



第75回
“社会を明るくする運動”
リーフレット



ライフサポート型の支援

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

副理事長 河野 芳輝



1 「ライフサポート型の支援」とは

私たち行政書士が成年後見業務を受任する強みは何かでしょうか。それは第一に、隣接法律専門職として、法的素養を基に、紛争を予防する能力を持ち合わせていますので、法や理に基づいた公平で正義にかなった課題解決ができることです。第二に、市民の身近な存在として、実生活に密着したサポートを可能とすることです。具体的には、行政機関や金融機関の手続、介護・福祉などの社会保障制度の活用支援及び医療・福祉関係者との連携、成年被後見人の家族・地域の方との連携や信頼のおける身近な関係作り、不動産・保険・証券に関わる知識などです。第三に、それぞれが豊かな社会経験を持つ国家資格者として、その社会生活に裏付けられた実学を得ていることです。第四に、実際の後見業務の実務では、行政機関からの封書や案内を受領する場面が多く、またそれに関連して多種多様な行政手続が生じることは皆様御承知のとおりです。これらの行政手続は、行政書士の本領の発揮できる部分で、その経験や見聞からスムーズな支援につながっています。

私は、こうした行政書士の強みをいかした後見業務で本人の日常を守ることを「ライフサポート型の支援」と考えています。

2 これまでの「寄り添い型」と「ライフサポート型の支援」の関係

これまでもコスモスでは、成年後見制度における行政書士及び業務の特性を「寄り添い型」とし、それを実践することに注力してきました。「寄り添い型」は、財産管理だけでなく意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を持ち、本人を取り巻く地域・医療・福祉・介護等の関係各所と協力・調整しながら成年後見業務を実践することです。この「寄り添い型」と「ライフサポート型の支援」とで、行政書士の成年後見制度に向き合う姿勢に変わりはありません。「ライフサポート型の支援」は「寄り添い型」に、本人の日常を守るという目的を加え、行政書士の強みをいかした後見業務を明確化させるものです。

3 行政書士の権利擁護に関する基本理念の実現と「ライフサポート型の支援」の実際

日行連は、次のとおり行政書士の権利擁護に関する基本理念を定めています。

行政書士は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。

皆様御承知のとおり、基本的人権には、自己決定権の保障も含まれます。

元来行政書士は、許認可業務において、他士業との連携や行政機関との連携を必須としています。このため、他者との共生を至極当たり前として業務を行っており、成年後見業務でも、求められるチーム作りや多職種との顔の見える形での連携を図っています。つまり、私たち行政書士は、「ライフサポート型の支援」を通じて、様々な人との関係作りをしているということにほかなりません。

判断能力が不十分な方が自己決定を行うためには、その人の人生に関わってきた様々な人々が作り出す豊かな環境が必要不可欠と考えます。本人の意思決定のプロセスでは、関係性を形成したそれらの方々と連携協力しながら支援しています。ですから「ライフサポート型の支援」は、自己決定権の保障という基本的人権が尊重される共生社会に寄与するものでもあるのです。

4 行政書士の成年後見業務の強みを言語化する

皆様、次のような経験はありませんでしょうか。「行政書士が成年後見人になるのはどういうケースを想定している?」「どういった方を引き受けるのが得意?」というような質問を受けることです。自治体などの行

う受任調整会議の場面や地域包括支援センターなどへ挨拶回りに行った場面などで、こうした質問を受けたことがあるのではないのでしょうか。当然のことながら、行政書士は身近な存在で、地域に偏在せず、ネットワークも軽いといった内容でお答えすることがあると思います。それが事実ですし、何も間違っていないと思います。しかし、質問された方が複数の後見人の比較をした経験がある訳ではありませんので、我々の伝えたいニュアンスが伝わらず、ピンポイントで的を射た回答ではないと我々自身が感じているのも否めないのではないのでしょうか。

そこで、そうした質問を受けた際に、「ライフサポート型の支援」とははっきり端的に答えてみてはいかがでしょうか。「ライフサポート型の支援」とは何ですか、と聞かれた際に改めて、下記のような説明を加えることをできれば良いと考えています。つまるところ、行政書士による成年後見業務の特徴や強みをイメージしてもらうため、「ライフサポート型の支援」を言語化されたお題目としてアピールできればとの思いです。

「ライフサポート型の支援」の概要

- ・ 法や理に基づいた公平で正義にかなった課題解決（法的素養）
- ・ 市民の身近な存在として、実生活に密着したサポート（街の法律家）
- ・ 豊かな社会経験を持つ国家資格者（実学）
- ・ チーム作りや多職種との顔の見える形での連携（自己決定権の保障）
- ・ 行政手続の専門家として権利利益の実現に資する（権利擁護による地域共生社会）

目的：「お金の管理だけの制度」ではなく、御本人の日常を守る手助けをする

5 「ライフサポート型の支援」をアピールすることで期待される効果

ここでは、財産管理や身上保護を通して、日常生活の維持・向上を重視した支援である「ライフサポート型の支援」をアピールすることで期待される効果を考察してみたいと思います。

①本人の安心感の向上

成年後見制度を利用される本人は、認知症や障がいなどによって生活上の判断が難しい常況にあります。行政書士が、単なる財産管理にとどまらず、日常生活の質の維持・向上を重視したサポートを行うことで、本人が「生活の中で困ったときに頼れる存在」として安心できる環境を提供できます。

②家族の心理的負担軽減と支え

成年後見人は、財産管理だけでなく、医療や介護、日常生活の支援の調整なども求められます。行政書士が「ライフサポート型の支援」を前面に出すことで、家族にとって「後見人がその人らしい生活を支えてくれる」という安心感が生まれ、心理的な負担

の軽減と支えにつながります。

③地域共生社会の実現

行政書士は、行政機関や福祉・介護サービスとの関わりが深い専門職です。その強みを生かし、地域の医療・福祉関係者と連携しながらの支援を提供することで、より包括的な生活支援が可能になります。地域のネットワークを活用した後見活動は、本人の生活の質を高めるだけでなく、権利擁護による地域共生社会の実現にもつながります。

④成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、財産管理の側面が強調されがちであり、「お金の管理だけの制度」と誤解されることもあります。しかし、「ライフサポート型の支援」を前面に出すことで、「単なる資産管理ではなく、生活の安心を支える制度である」との認識が広まり、制度の利用促進につながる可能性があります。

⑤行政書士の職域拡大と信頼性向上

いわゆる3職種が後見人等になることが多い中で、行政書士の取り組む成年後見業務が「ライフサポート型の支援」であることをアピールすることで、独自の強みを発揮し、成年後見分野における役割を拡大できます。また、「身近な専門家」としての信頼が向上し、成年後見業務以外の市民法務や民事法務といわれる業務にも波及的な効果をもたらす可能性があります。

結論として、行政書士が成年後見人等として「ライフサポート型の支援」を強調することで、本人や家族の安心感が高まり、地域との連携が強化されるとともに、成年後見制度の利用促進や行政書士の職域拡大にもつながります。単なる財産管理にとどまらず、権利擁護という観点から普通の生活を支える視点を持つことで、ノーマライゼーション理念の実現という結果をもたらし、成年後見制度のより良い運用が実現できると期待されます。

6 まとめ

本人の財産を守るための財産管理のみならず、身上に配慮した私たち行政書士の成年後見への取組は、本人の豊かで安心な変わりのない日常を守るためのものと言えます。

結局のところ、「ライフサポート型の支援」とは、コスモス会員や協力専門職団体に活躍されている行政書士が行っている現在の業務自体を指しており、目新しいことではなく、端的に言語化しようという試みに過ぎません。また、本人を支える仕組みは様々ある中で、その一つが成年後見制度です。ですから、成年後見人等に就職することは目的ではなく、本人の生活をサポートする手段であるという視点も忘れてはなりません。

「ライフサポート型の支援」はいかがでしたでしょうか。行政書士の強みをいかした「ライフサポート型の支援」をアピールし、成年後見制度を活用した行政書士による「ライフサポート型の支援」で本人の日常を守る手助けをしていきましょう。

会員の動き

登録者数 (令和7年5月末日現在)

合計	53,559名		
内 訳	男	44,490名	女 9,069名
個人事務所開業	男	41,681名	女 8,064名
行政書士法人社員	男	2,070名	女 423名
個人使用人行政書士	男	388名	女 286名
法人使用人行政書士	男	351名	女 296名

法人会員 (令和7年5月末日現在)

法人会員数	1,558
法人事務所数	1,811
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,315
従たる事務所数	496

異動状況 (令和7年5月中の処理件数)

新規登録	合計	439名	
	内 訳	男 346名	女 93名
登録抹消	合計	117名	
	内 訳	男 107名	女 10名
抹消内訳	廃業	76名	
	死亡	41名	
	その他	0名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (大門)

ネット検索をすると、「AIによる概要」や「AIによる回答」として検索結果が表示されることがあります。書店には「AI活用法」などと銘打った書籍が多く販売されています。

いうまでもないことですが、AI (Artificial Intelligence) とは人工知能で、コンピュータが人間のように学習していく技術です。以前は、人間とコンピュータが囲碁の対局をするなど使用範囲が限られていましたが、近年では、AIによる翻訳や文章作成など身近な利用方法が増え、私たちの生活に浸透してきています。

一方で、AIが更にレベルアップすることによって仕事が奪われるのではないかなど、AIに対する脅威論もあります。言葉や数字を扱う専門的な仕事がAIに取って代わられるといったレポートもあり、私たちも、うかうかしてはられません。

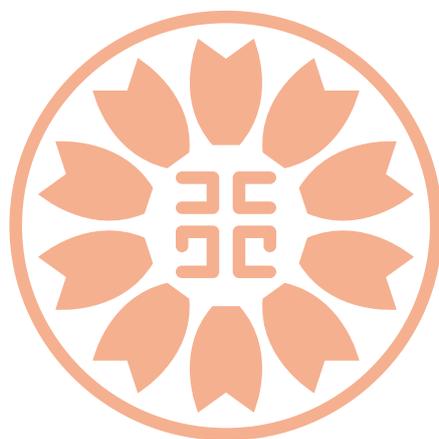
とはいえ、AIは素晴らしいツールです。脅威論はあっても、利便性は高く、専門性のある仕事をサポートできます。AIを使いこなし、効率よく、生産性の高い仕事ができるようAI時代を乗り切っていきたいと思います。

月刊 日本行政 7月号

第632号 令和7年6月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鷗沼 理人
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 7月号

令和7年6月25日発行 (毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階